

安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理等業務委託事業

プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1 安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理等業務の委託について、プロポーザル方式により選考するため、安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理等業務委託事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領に関すること
- (2) 提案書等の審査項目と評価基準の決定に関すること
- (3) 候補者の決定に関すること
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員で構成し、次に掲げる者を充てる。

- (1) 認定こども園・幼稚園関係者
- (2) 給食調理業務関係者
- (3) 教育委員会関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 認定こども園保護者会代表者

(任期)

第4 委員の任期は、第2（3）が終了するまでとする。

(委員長)

第5 委員長は、委員の中から互選し、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(設置期間)

第7 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、こども園幼稚園課において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

審査委員会役職	職 名 ・ 所 属
委員長	教育部長
委員長代理	こども園幼稚園課長
審 査 委 員	認定こども園保護者会代表
	認定こども園園長（園長会長）
	穂高幼稚園園長
	学校給食課長
	健康推進課 管理栄養士
	こども園幼稚園課 栄養士